

令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令要綱

第一 令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益について、当該特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、当該特定権利利益に係る満了日の限度となる日を令和六年六月三十日から同年十二月三十一日に延長すること。（本則関係）

第二 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）